

石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議 設置要綱

1 目的

平成 26 年 5 月に取りまとめられた「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議 報告書」を踏まえて、定期的に重大事故等に関する情報交換・発信や災害防止に向けた政策動向の共有を行うこと、3 省所管の各法令の履行・活用を含め事業者の災害防止に向けた取組を連携して促すこと、重大事故発生時に原因調査や再発防止策の推進において連携して対応することなど、3 省が一体となって石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めることを目的とし、石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 開催時期

定期的（年 2 回程度）に開催するとともに、必要に応じて、重大事故発生時にも開催する。

3 連絡会議の構成

連絡会議の構成員は、総務省消防庁審議官、厚生労働省労働基準局安全衛生部長及び経済産業省大臣官房審議官（産業保安担当）とする。また、連絡会議の下で、必要に応じて、関係省庁の課室長クラスからなる幹事会を開催する。

4 雑則

- (1) 連絡会議には、構成員の代理者の出席を認めることができる。
- (2) 必要に応じて、支援機関や関係業界団体の職員その他の関係者の出席を認めることとする。

附則 この要綱は、平成 26 年 5 月 16 日から実施する。

石油コンビナート等災害防止3省連絡会議

構成員

総務省消防庁審議官

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

経済産業省大臣官房審議官（産業保安担当）

事務局

総務省消防庁特殊災害室

総務省消防庁危険物保安室

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

経済産業省産業保安グループ保安課

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室